



1

議第1454号

## 生産緑地法 第10条の2第3項に基づく 特定生産緑地の指定（意見聴取）

### ■特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月  
(2016年)

都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年6月  
(2017年)

生産緑地法 改正

### 特定生産緑地制度 創設

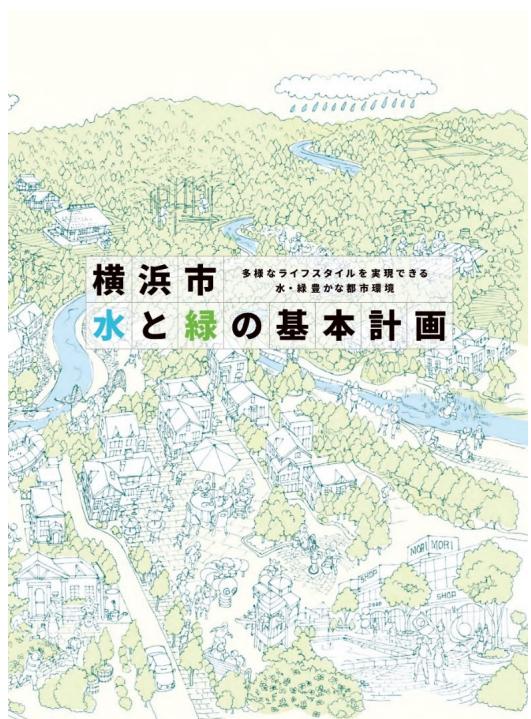
横浜市は令和4年から特定生産緑地の指定開始

### ■上位計画

3

#### 横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂



『市街地の市民に身近な農地  
における取組方針』  
魅力的な住環境の創出や地域  
コミュニティの形成、災害時の  
利用などを図ることのできる都  
市部の貴重なオープンスペース  
として、生産緑地地区の指定  
など市街地に残る農地などの保全  
・活用します。

(第4章2(5))

### ■上位計画

4

#### 横浜都市農業推進プラン2024-2028

令和6年(2024年)3月策定



横浜  
都市農業  
推進プラン  
2024-2028

活力ある  
都市農業を  
未来へ

『特定生産緑地の指定推進』  
生産緑地地区は、指定から30  
年経過すると、いつでも買取り  
の申出ができる指定解除につなが  
ることから、買取申出時期が10  
年間延期される「特定生産緑  
地」の指定を推進し、生産緑地  
の保全を図ります。

(4章 計画の柱1施策4事業⑥)

## ■特定生産緑地の根拠法令

5

### 生産緑地法

#### 第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地**のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘査して、**当該申出基準日※以後においてもその保全を確実に行なうことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

※申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

## ■特定生産緑地の根拠法令

6

### 生産緑地法

#### 第10条の2第2項

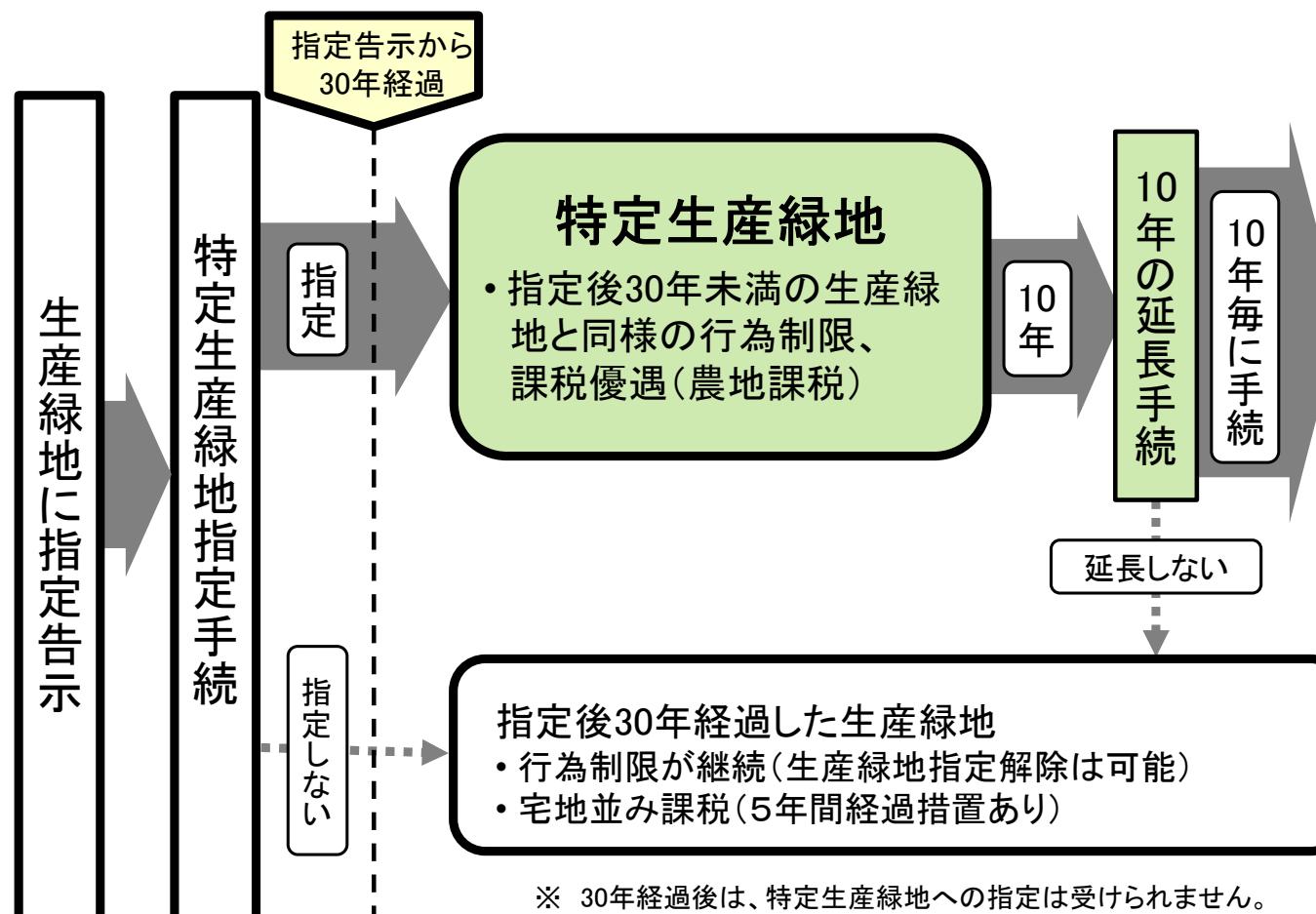
2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行なうものとし、**その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日**とする。

#### 第10条の2第3項

3 市町村長は、**指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人**（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、**市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならぬ**。

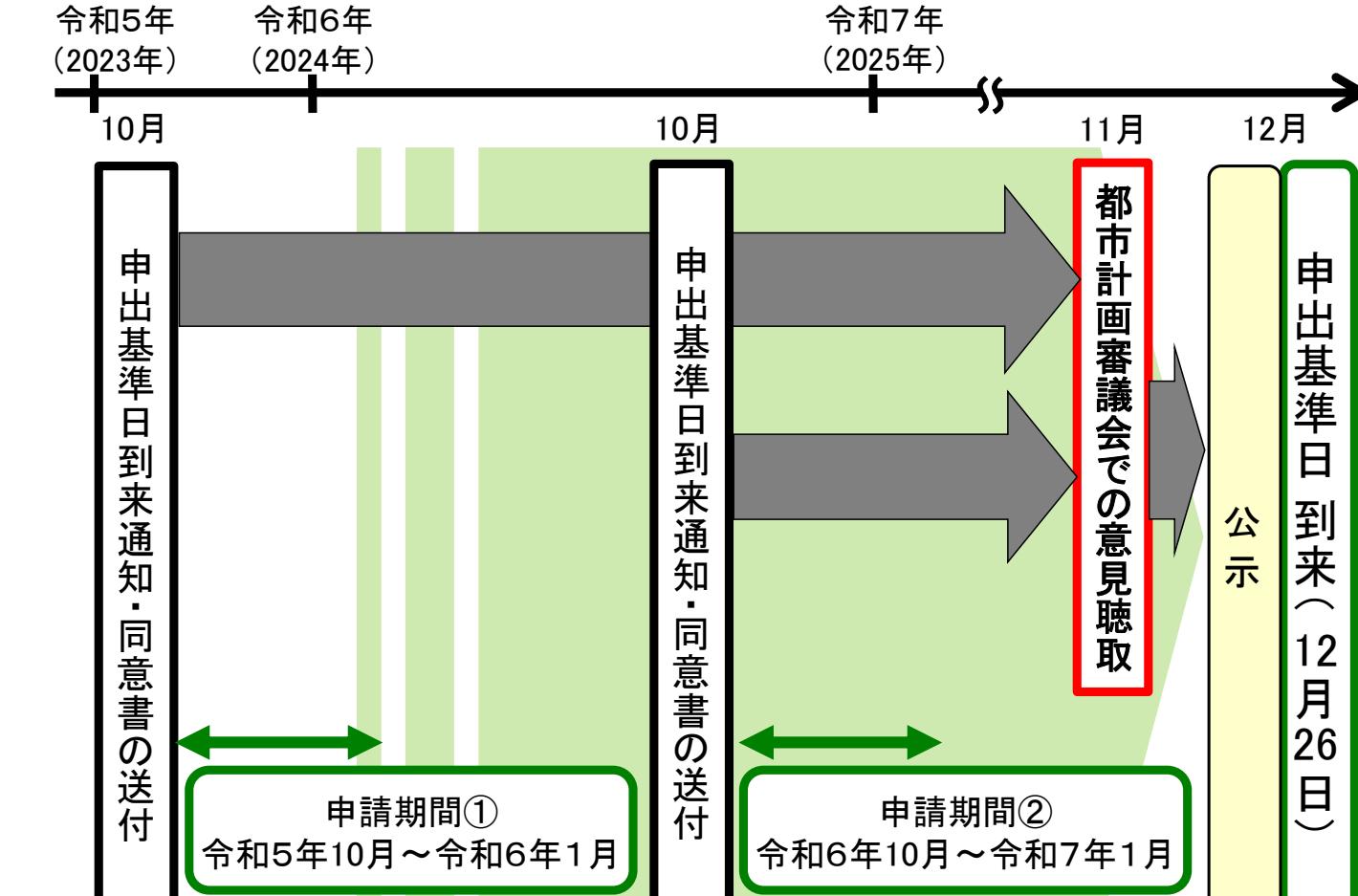
## ■特定生産緑地の指定手続の流れ①

7



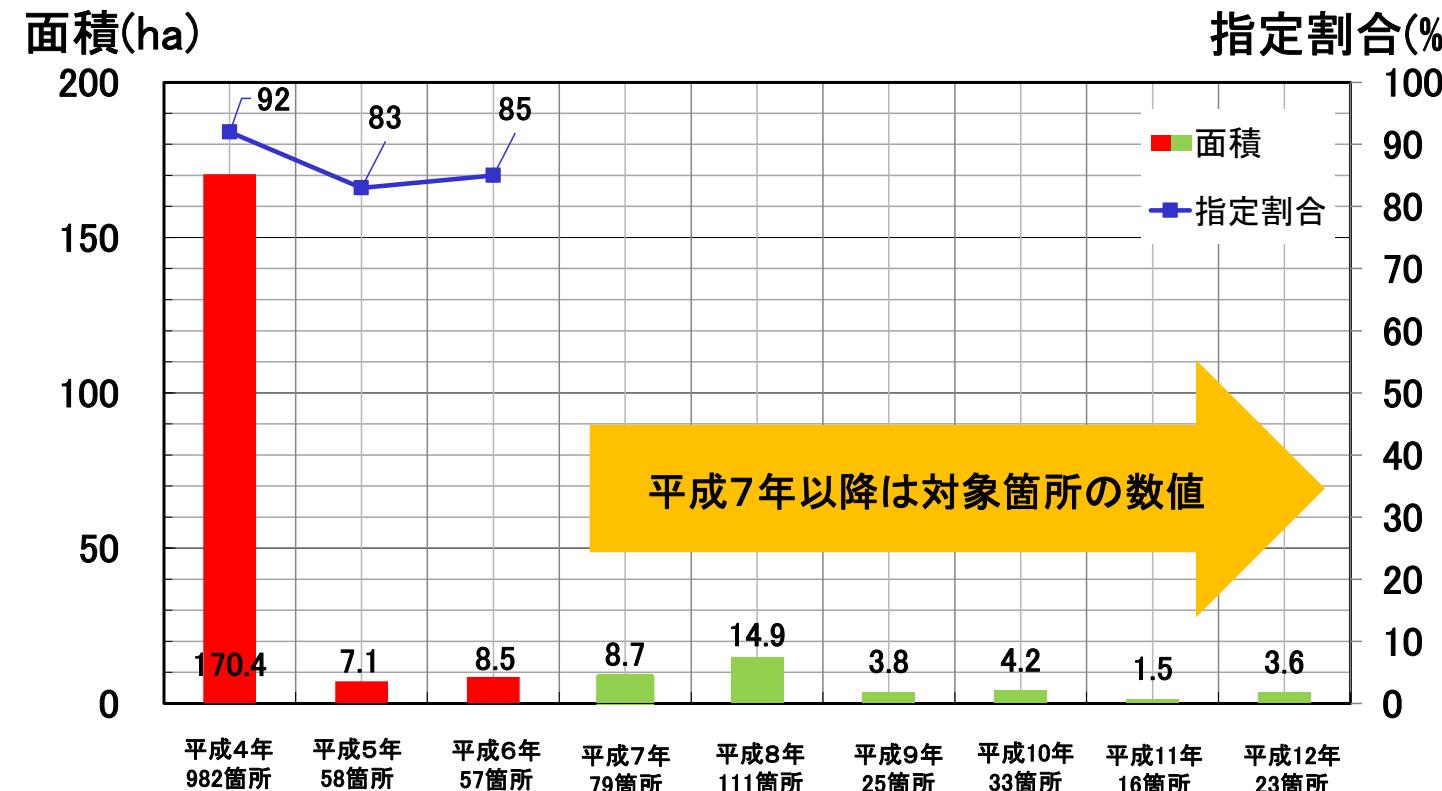
## ■特定生産緑地の指定手続の流れ② 平成7年指定の生産緑地

8



## ■特定生産緑地の推移

9



※今後、買取申出(解除)や指定の取下げがあり、面積が変わる可能性があります。

※指定公示時点の数値ですが、平成7年以降の数値はR6.12.31時点のものです。

## ■特定生産緑地の主な指定要件

10

### 【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

原則、1箇所300m<sup>2</sup>以上の規模であること ①

農地等として適正に管理されていること ②

### 【生産緑地法 第10条の2第3項】

農地等利害関係人の同意を得ること ③

都市計画審議会の意見を聞くこと ④

## ■意見聴取対象

11

対象箇所A

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、現時点で指定要件を満たして  
いないもの

## ■意見聴取対象

12

対象箇所A

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～③を全て満たすもの

平成7年指定の生産緑地  
79箇所、約8.7ha

対象箇所A  
68箇所、約7.4ha

## ■意見聴取対象

13

対象箇所A

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、現時点で指定要件を満たして  
いないもの

## ■意見聴取対象

14

対象箇所B

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、現時点で指定要件を満たして  
いないもの

平成7年指定の生産緑地  
79箇所、約8.7ha

対象箇所A

対象箇所B  
11箇所、約1.3ha

(集計:令和7年7月31日時点)

## ■意見聴取対象

15

対象箇所A

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件  
①～③を全て満たすもの

対象箇所B

平成7年(1995年)12月26日指定告示の  
生産緑地のうち、現時点で指定要件を満たして  
いないもの

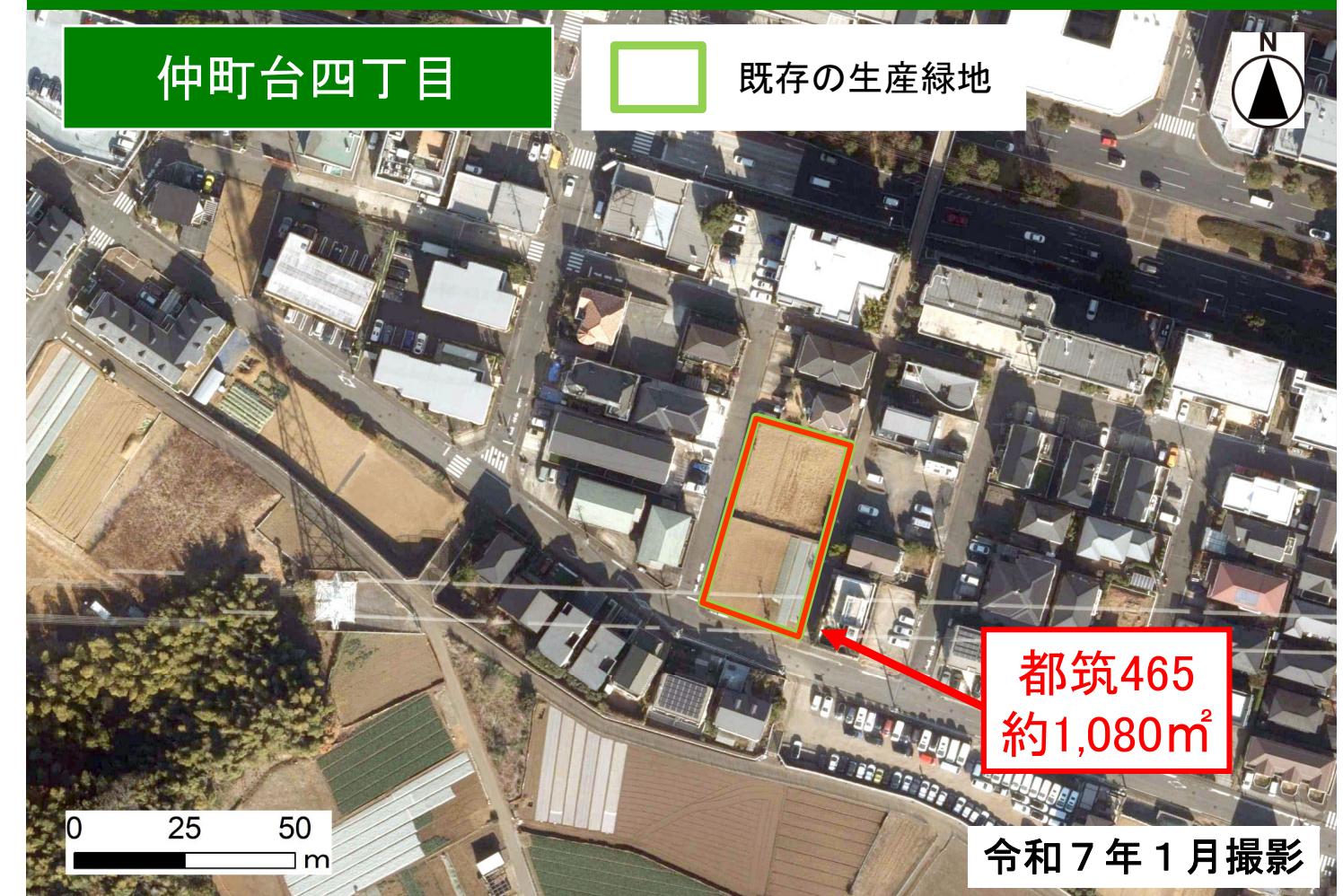
平成7年指定の生産緑地  
79箇所、約8.7ha

対象箇所A+B  
79箇所、約8.7ha

(集計:令和7年7月31日時点)

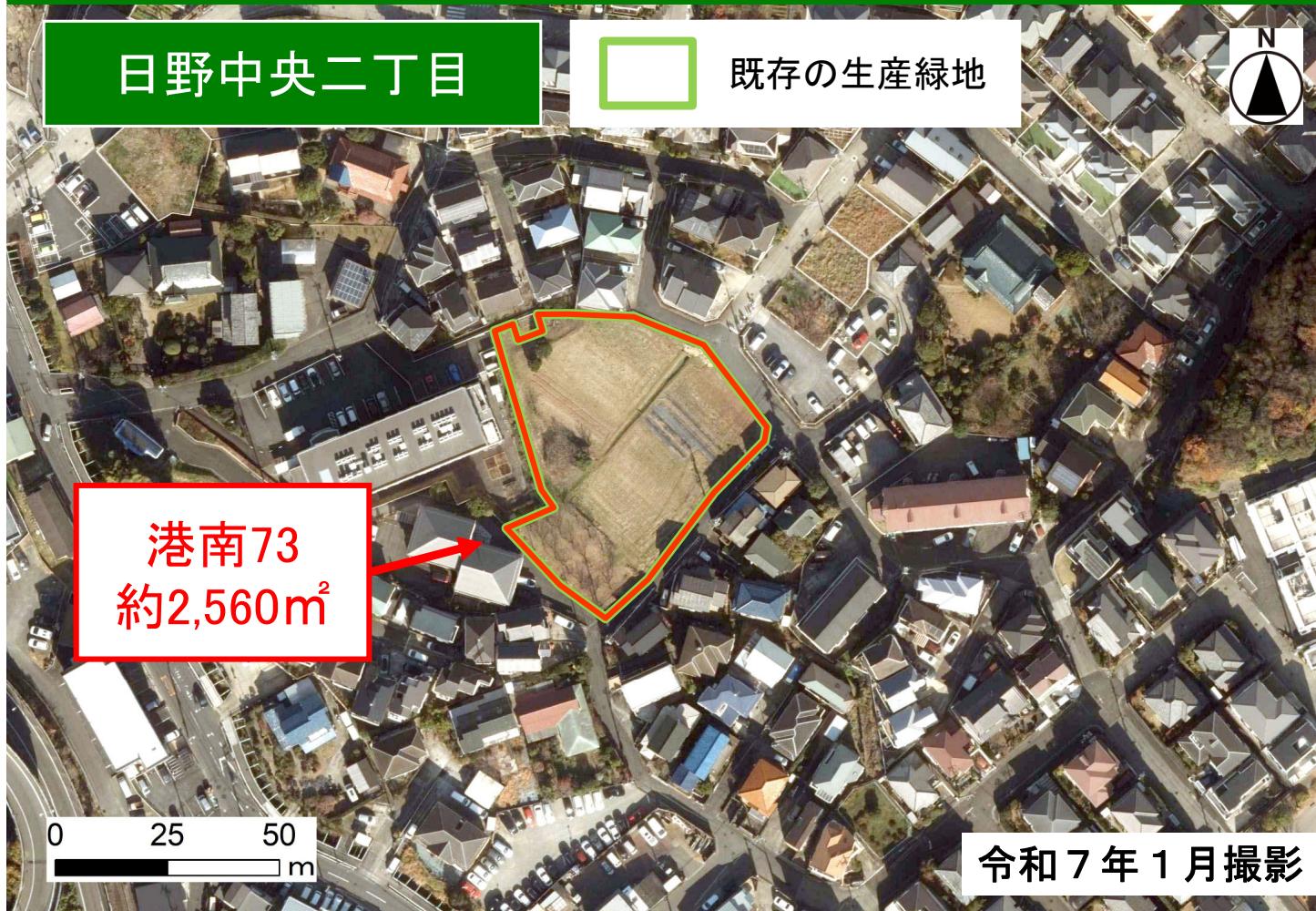
## ■対象箇所の事例紹介（都筑区）

16



## ■対象箇所の事例紹介（港南区）

17



## ■特定生産緑地の指定手続の流れ 平成7年指定の生産緑地

18

